

第 8 6 回平塚市個人情報保護審査会議事録

日時 令和 7 年 7 月 1 6 日（水）
1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 5 0

場所
平塚市役所本館 2 階 2 1 8 会議室

出席者 2 1 人
委員 諸坂会長、佐藤委員、兒玉委員、慎委員、長谷川委員、蓑島委員、和田委員
事務局 石橋課長、担当者 3 名
実施機関 中央公民館 鳥居館長、館長代理、担当者 1 名
保育課 篠崎課長、保育担当長
教育総務課 野地課長、課長代理
教職員課 課長代理、担当者 2 名

議題

（１）会長選任

- ・委員の互選により諸坂委員が会長となった。
- ・会長の指名により、佐藤委員が職務代理者となった。

（２）保有個人情報に係る事故報告について【公開】

各実施機関から個人情報に係る事故報告について、発生の経緯や対応結果、再発防止策等を報告した。

課名	発生事案
中央公民館	紛失
保育課	誤設定
教育総務課	誤送付
	不正アクセス
教職員課	紛失
	紛失
	紛失
	紛失
	紛失
	誤配布

【中央公民館】

- ・（委員）第 8 3 回審査会で報告した漏えい事故と類似事案か。
⇒（実施機関）前回は申込者リストの漏えいであり、今回は一枚の個票である。
- ・（委員）3 月 5 日で個票がファイル内に入っていなかったことは考えられないか。
⇒（実施機関）入ってなかったことも考えられる。
- ・（委員）個票を誰かが持って帰ってしまうことは考えられない。そもそも個票をファイルに入れ忘れたのではないか。
⇒（実施機関）そうとも考えられる。
- ・（委員）複写式ではないのか。
⇒（実施機関）複写式ではない。
- ・（委員）個票を返却してしまったことも考えられないか。
⇒（実施機関）電話での申し込みであったため、返却したものではない。

- ・（委員）職員は個票を書いた記憶はあるのか。
⇒（実施機関）確かに、個票を書いた。
- ・（委員）漏えい事故当日は、参加者の申し込みは複数人だったのか。
⇒（実施機関）複数人の申し込みを受付した。
- ・（委員）紛失するなら1枚ではなく、複数枚の紛失とならないか。
⇒（実施機関）個票ははがきサイズであり、他の申込者の個票は紛失していない。
- ・（委員）今後の対策であるが、個票は受付終了後、使うことはあるか。
⇒（実施機関）受付終了後、3年経過後廃棄処分する。
- ・（委員）電話の受付は個票に書いて、受付簿にも記入するのか。
⇒（実施機関）そのとおりである。
- ・（委員）漏えい事故防止の観点から、余分な個人情報は保有しないことが原則である。例えば10個コピーしてしまうと、10個管理をする必要がある。個票を見直すことがないとしたら、処分することを検討すべきである。
⇒（実施機関）個票には氏名、住所、電話番号など詳細な個人情報が記載してあるが、受付簿には受付日と氏名のみを記載している。
- ・（委員）申込者に記入してもらうのは現状の個票でよいが、原本が必要であるか。エクセルに入力するなど、電子化してしまう方が、事故が減少する。原本があって、念のためにコピーしてしまうことがあるが、管理する個人情報が増えてしまう。今回の場合は2つの個人情報を管理することになる。リスクマネジメントの観点から、管理する個人情報をなるべく減らすようにしてもらいたい。
⇒（実施機関）再度、検討することとする。
- ・（委員）様々な事業があるが、事業が終わるまでに、一日当たり何名の申し込みがあったか、確認作業をしていたか。
⇒（実施機関）今まで一日当たりの申込人数を確認していなかったため、再発防止策として、確認作業を行うようにする。
- ・（委員）日勤者から夜勤者への引継ぐこともあるかと思われるが、一日を通じて書類の有無の確認作業を行うのか。
⇒（実施機関）開館時と閉館時に確認するようにした。
- ・（委員）申込者、職員、管理員がすべて「A」となっているが、変更してもらいたい。
⇒（実施機関）承知した。

【保育課】

- ・（委員）同じ事業者が運営している保育園の情報を、他の自治体の職員が閲覧できたのか。
⇒（実施機関）本システムは自治体が契約し、市内の保育園は全て同じシステムを使用するようになる。広島市も平塚市と同じシステムを採用した。同じ法人が複数の保育園を運営し、平塚市と広島市に保育園を設置している。広島市に平塚市の当該事業者の保育園の情報が見られる権限が付与されていた。そのため、平塚市が管理している園児の個人情報が閲覧できてしまった。
- ・（委員）現状は見られないようになっているのか。

⇒（実施機関）事業者が権限の付与を改めたため、他の自治体は見られない。

- ・（委員）このような漏えい事故ははじめてなのか。

⇒（実施機関）このような事例は今までにない。

- ・（委員）広島市職員が14回アクセスしたのはどういう理由か。

⇒（実施機関）アクセスが14回であり、閲覧は1回のみである。メニューを選択して、プレビューで個人情報画面に映ってしまう。園児情報をクリックし、数十秒閲覧しているようだった。

- ・（委員）広島市職員は意識していなかったのか。

⇒（実施機関）そのようである。

- ・（委員）令和6年4月からシステム運用しているが、広島市は令和6年2月にアクセスしているようだが。

⇒（実施機関）システムは令和5年度中に構築し、令和5年11月に試行的に各保育園に情報を入力してもらっている。個人情報は本番環境と同一である。

- ・（委員）委託でシステム構築した場合、完成検査をするはずである。発注した機能が運用できるか、確認することとなる。令和6年4月以前に試行されていたということだが、完了検査は誰がどの程度したのか。

⇒（実施機関）令和5年度に契約し、試行できるようになった。申請手続きが問題なくできるか、確認できた。市内58法人あるが、特定の法人を選択した場合に、他市の情報が閲覧できるか完了検査時には確認しなかった。管理用権限とクライアント用権限のアカウントは別であり、日常的に管理権限は使用していない。閲覧できる情報に違いがあり、令和7年2月に本事故の事象が発覚した。

- ・（委員）自信を持って、検査が行き届いたと言えないのは、責任問題である。

⇒（実施機関）すでにいくつかの自治体で採用しているパッケージシステムである。同法人が複数運営し、他の自治体も本システムを採用していないと、起きない事象であるため、非常に稀な条件が重なった。予見するのが困難であった。

- ・（委員）責任はあるが、ケーススタディとなった。今後、このようなことがないように事業者にも指導したのか。

⇒（実施機関）指導済みである。

- ・（委員）今後、同じことが起きないようにしてもらいたい事案である。

⇒（実施機関）本事故を共有化し、再発がないように事業者にも伝えた。

- ・（委員）本事業者のみならず、他の事業、他の事業者でも同じようなことが起きないようにしてもらいたい。

- ・（委員）今後、同事業者と契約する又は他の事業者と契約する際に、他の自治体から個人情報閲覧できないように仕様書に記載してもらいたい。

- ・（委員）公務員には守秘義務があると記載があるが、義務があるから二次被害が起きないというのは、修正を求めたい。地方公務員法を誤った解釈をしてしまっている。

⇒（実施機関）ベンダーを通じて、広島市職員への対応を聴取しているため、聴取内容に記載を改める。

【教育総務課】

- ・（委員）このようなメールを送付するのもダブルチェックをしなければならないか。ルールを作ることにより、ルールが形骸化してしまうのではないか。法律は厳しくすると形骸化し、ケアレスミスが発生する。CC と BCC の違いを全職員が理解しているか、確認した方がいい。
⇒（実施機関）TO に設定していると、BCC に変更を促すメッセージが小窓で表示される。当該職員は慌てていたようである。
- ・（委員）システム上、BCC の変更できるようにした方がいいと、指摘しようとしていた。ダブルチェックをすると、職員の職務過多となり、誤送信となることも懸念される。BCC へ変更を促す画面を注視する方がいいのではないか。
- ・（委員）同種の事故は 3 月～4 月に起きやすい。落ち着いてメール送信作業をしてもらいたい。
- ・（委員）事故発生後の対応は迅速であり、評価できる。注意喚起を緻密にした方がよい。新採用職員よりもベテラン職員の方がミスを犯しやすい。新採用職員に対し、庁外にメール送付する時は必ず BCC に設定してメールを送付するように指導してほしい。
- ・（事務局）平塚市個人情報保護安全管理措置基準において、外部メール送信時は複数職員でダブルチェックした後に、送信するよう規定し、庁内全課にこの手順を遵守するよう啓発誌で取り上げたこともある。当課においても、メール送信時は 2 名体制でダブルチェックを行い、送信している。
⇒（委員）メール送信時に複数職員によるダブルチェックを行うように、再発防止してもらいたい。

不正アクセス

- ・（委員）削除すべきデータが漏えいしたということか。
⇒（実施機関）そのとおりである。
- ・（委員）4 月 1 日にシステム会社から卒業アルバム会社へ報告、その 2 週間後に卒業アルバム会社から各学校へ報告となっている。この期間は何をしていたか調査していたのか。
⇒（実施機関）卒業アルバム会社は写真館であり、初めてのことなので、対応方法が混乱していたようである。
- ・（委員）今後も同一事業者と契約するか不明だが、個人情報漏えい事故が発覚したら即座に報告することを契約書上に記載すべきである。状況の詳細が不明であっても瞬時に報告を求めるべきである。誤った判断を事業者が行い、被害が拡大する可能性がある。契約書とともに、わかりやすい解説の文書を渡すのも一案である。
⇒（実施機関）承知した。システム会社は 17 万件の漏えいが発生している。11 月にデジタルフォレンジック調査が終了し、4 月まで卒業アルバム会社に連絡していないのも不自然である。事業者は、受注しているものを納品最優先にしたのが、誤りであったと述べている。
- ・（委員）事務局に対して尋ねるが、ランサムウェアによる攻撃は平塚市でも複数発生している。庁内に、ランサムウェアに関して警戒するように通知しているか。
⇒（実施機関）庁内システムに関してはデジタル推進課がセキュリティ対策をしているが、委託先事業者または委託元である実施機関に対して、通知を行っていない。
- ・（委員）ランサムウェア被害が発覚したら即時報告を求めるよう、契約書上に明

記する又は委託先事業者に指導するよう、通知すべきである。

- ・（委員）デジタル性暴力に関する研修を受講した。卒業アルバムを悪用し、画像生成 AI により悪意ある写真を作成し、販売されている事案がある。防ぎ様のないものであるとのことだった。ランサムウェアの防止は困難であるものの、厳格な態度で指導してもらいたい。
⇒（実施機関）承知した。

【教職員課】

①紛失

- ・（委員）当該教員の紛失については、ダブルチェックをしなければならないルールがあったにも関わらず、怠ったということか。
⇒（実施機関）そのとおりである。
- ・（委員）ルールがあったがルールを無視し、事故が発生している。当該教員はベテランであるか。
⇒（実施機関）ベテランの教員である。
- ・（委員）ベテランの教員こそ、ルールを守らないことが多い。ケアレスミスは人間なので、あり得ることである。ヒューマンエラーにおけるリスクマネジメント研修では、ケアレスミスはベテランであることを取り上げている。ベテランだから事故を起こしやすい観点から指導を行った方がよい。
⇒（実施機関）承知した。
- ・（委員）児童から預かったお金だとより注意深いはずである。漢字小テストだから軽んじて取り扱っている。
- ・（委員）頻繁に欠席する児童か。
⇒（実施機関）欠席は多くない児童である。前々回別件で報告した漏えい事故の同じ児童、同じ教員である。
- ・（委員）当該教員に対して、追加で指導することはないのか。
⇒（実施機関）すでに校長から指導済みである。
- ・（委員）当審査会から再度指導を要請したことを、学校に伝えてもらいたい。
⇒（実施機関）承知した。
- ・（委員）当該教員は 9 時 20 分に試験し、14 時 45 分まで所持していたようだが、どのような事実関係か。
⇒（実施機関）詳細は聴取していないが、放課後に職員室に戻ったと推測できる。教室から一時的に職員室に戻ることがあったかもしれないが、小テスト答案を携行していなかったのだろう。
- ・（委員）他の仕事をしながら裁断処理すると誤りの原因になってしまう。
- ・（委員）机上に置くに際に、例えば色付きのファイルにしまう等、個人情報記載された文書がしまっていてあると分かるようにしてもらいたい。
- ・（委員）漏えい事故が複数回発生すると信頼関係の構築が難しくなってしまう。

②紛失

- ・（委員）本日の報告のほとんどが誤裁断の可能性とのことだが、裁断時のルールはあるのか。教員が裁断したいときにシュレッダーを使用するのか。
⇒（実施機関）教員が都合のいいときに裁断する。
- ・（委員）大学では、廃棄する文書を1～2か月保管する。その後に溶解処理するため、1～2か月間で見つからない文書があれば、探索できる。市内各学校でも廃棄する文書を一時保管することを検討してはどうか。
⇒（実施機関）指導要録は3月の多忙期に事務処理をしている。以前も廃棄すべき文書を数か月保管することを本審査会で提案されたことがある。改めて検討したい。
- ・（委員）裁断する前に誰かのチェックを受けたほうがいい。
- ・（委員）通常級から支援級への転籍の事例は多くないとのことだが、一般的に教員は転籍の事務処理が詳しくないのか。
⇒（実施機関）年度途中に転籍の事例が少ないため、引継ぎ保管すべき文書がどの程度あるのか、把握していないことが考えられる。本事案のような転籍の場合、必要となる書類をチェックできるようなものがあると、事故が防げるものと承知している。

③紛失

- ・（委員）転入時に膨大な資料を学校間でやりとりするのか。
⇒（実施機関）かなり多い数である。
- ・（委員）転入時のマニュアル、チェックリストはあるか。
⇒（実施機関）ある。
- ・（委員）本件で紛失したのは、重要な文書である。漢字テストと同等ではない。誤裁断は憶測でしかない。誰かが持って行ってしまったことも考えられる。
⇒（実施機関）指導要録を受領したら校長室にある金庫に保管し、職員室に持ち出すことがない、重要な書類である。
- ・（委員）デジタルテクノロジーを活用すれば、解決できるのではないか。
⇒（実施機関）今後、デジタル化にできるように検討されている。
- ・（委員）指導要録の管理を見直す必要がある。
⇒（実施機関）すでに同種の漏えい事故により、再発防止策を講じているが、本事案は令和3年に発生し、令和7年3月に発覚した。
- ・（委員）なぜ、令和3年度から令和6年度まで気づかなかったのか。クラスが代わるときに確認しなかったのか。
⇒（実施機関）転入かどうかのチェックが漏れてしまった。
- ・（委員）事故報告書に「記憶がない」という記述がある。本人の安全保障でもあるが、教員自身の業務日誌を書くようにすると、立証材料となる。教員が多忙の中、業務日誌を付けるのは批難があるだろうが、漏えい事故が減少しない現状を鑑みると、必要性があるように感じる。
- ・（委員）仕事は重要度に違いがある。教員にとって、児童及び保護者から個人情報を受け取るのは、最重要の仕事としての認識ではないと思われる。重要度の上位の仕事と扱うと漏えい事故は発生しない。個人情報を受け取ったことのみでも業務

日誌に記録してほしい。個人情報を受領する認識が甘い。意識を高めないと、同種の事故は続いてしまう。神奈川大学では、教員が学生の答案を電車の網棚に置き忘れただけで、解雇となった。

④紛失

- ・（委員）業務日誌があれば、防げた事案である。
- ・（委員）職員総出で探索するよりも業務日誌の方が簡易である。
- ・（委員）特に個人情報の授受だけでも記録してもらいたい。
- ・（委員）各教員が手帳を所持しているのであるなら、手帳に記録しておくだけでもよい。習慣化すべきである。
- ・（委員）10月10日に勝原小学校に発送済みであるが、旭小学校は收受記録がないのか。
⇒（実施機関）收受記録がない。
- ・（委員）紛失した指導要録は1枚の用紙なのか。
⇒（実施機関）1枚のA4用紙である。
- ・（委員）逋送便で送付するのか。
⇒（実施機関）そのとおりである。
- ・（委員）收受した職員が押印しているのではないのか。
⇒（実施機関）收受印は必要としていない。
- ・（委員）送った記録のみならず、收受した記録も必要である。各学校に任せるのではなく、教育委員会が全校的に発送及び收受記録を必要とするか、検討してもらいたい。

⑤紛失

- ・（委員）3月25日に受領した男性教員は特定できたのか。
⇒（実施機関）特定できなかった。
- ・（委員）本来の受領すべき人物はだれか。
⇒（実施機関）事務職員であるが、事務職員は受領していないと述べている。仮に事務職員が受領し、スポーツ振興センターの書類と判別できれば、養護教諭または担任教諭に渡すようになる。
- ・（委員）例えば、婚姻届けを教育委員会に提出しても、受理しないはずである。無権限者による受理に相当する。無権限の人物が受け取り、特定できていないのは、行政マネジメントとしてずさんさを感じる。
- ・（委員）来校者から見ると、同じ学校だからだれでも受け取ってもらいたいと思われる。
- ・（委員）例えば、クレーム事案の対応だと、受け取らないと決定したら、受け取らないであろう。受け取り窓口、時間帯を特定すべきである。
- ・（委員）書面にあらかじめ、受け取る窓口や時間帯を記載すべきである。
- ・（委員）提出物をいつでも受け取らないようにしてもらいたい。クレームだったら、いくらでも話を大きくできてしまう。他の学校でも同種の書類をだれでも受

け取ってもらえると思われる。

- ・（委員）男性教員を特定できていないが、自覚がある可能性もある。重大事故になってしまう。
- ・（委員）書類を渡したときに、封筒に入っていたのか。
⇒（実施機関）封筒に入っていた。
- ・（委員）宛名が記載されていたか。
⇒（実施機関）不明である。
- ・（委員）再発防止策として、保護者氏名を記入することにしたとのことだが、他の事故を誘発してしまいそうである。担任に渡すように徹底してもらいたい。
⇒（実施機関）承知した。

⑥誤配布

- ・（委員）封筒に入れて渡したのか。
⇒（実施機関）封筒に入れずに渡した。
- ・（委員）生徒が気づけば防げた事案であるか。
⇒（実施機関）そのとおりである。
- ・（委員）普段は封筒に入れるようなものではないのか。
⇒（実施機関）封筒に入れないような文書である。
- ・（委員）漏えいの数が11人とのことだが、内訳はどうなっているか。
⇒（実施機関）家族も含めた人数である。
- ・（委員）生活環境カードの3枚を生徒Cに渡したということは、厚さがだいぶあると思うが、生徒Cは気づかなかったのか。
⇒（実施機関）生徒Cは気づかなかった。
- ・（委員）生徒Cの保護者への対応されたのか。
⇒（実施機関）生徒Cの保護者はすぐに連絡つかなかったが、連絡し対応済みである。
- ・（委員）確認を促しても、見ない生徒が多いように思う。もう少し強制的に確認を促してもよかったように感じる。
- ・（委員）配布する前には全員分あるのは確認しているのか。
⇒（実施機関）クラスごとに仕分けしているため、確認していた。
- ・（委員）配布する日に確認はしていないのか。
⇒（実施機関）確認していない。
- ・（委員）配布当日に枚数を確認していれば、防ぐことができた。
- ・（委員）本日、教職員課から6件の報告があったが、共通するものがあった。漏えい事故発生校のみならず、一般化できるものがあったため、各学校に注意喚起を検討してほしい。

（３）保有個人情報取扱事務の業務委託報告について【公開】

事務局から新規8件、変更30件及び廃止18件のうち、特徴ある業務委託につい

て補足説明した。

- ・（委員）変更 6 において、再委託への周知を確実にしてもらいたい。「令和 6 ねん（年）」ではなく「令和 7 年」とするべきである。
⇒（事務局）承知した。
- ・（委員）変更 22 において、再委託への周知が「令和 6 年」となっているが、「令和 7 年」としてもらいたい。
⇒（事務局）承知した。
- ・（委員）上記 2 点の記載誤りであるなら、事務局が受理した時点で訂正を求めるようにしてもらいたい。
⇒（事務局）承知した。
- ・（委員）新規 6 において、「契約期間満了なった場合のみ回答」欄は、廃止届が提出されているため、問題ないのか。
⇒（事務局）問題ない。
- ・（委員）契約完了が 3 月 31 日の場合、返却等が 3 月 31 日としている報告が多いが、一致していないといけないのか。
⇒（事務局）必ずしも一致しなくてよい。
- ・（委員）3 月 31 日が日曜日のこともある。この場合は、実施機関に訂正を求めてもらいたい。
⇒（事務局）承知した。

（３）その他【公開】

- ・個人情報保護委員会から全国の教育委員会に向けて注意喚起があり、市民情報・相談課から教育総務課に対して、通知した旨報告した。
委員から、注意喚起を通知した後に、学校による漏えい事故の件数の統計を取ることを求められた。本注意喚起により、減少傾向となったか検証するよう要請された。
- ・資料 4、前回の審査会の質疑に対しての各課からの回答を報告した。

以 上

<配付資料>

- ・ 個人情報保護法ハンドブック
- ・ 個人情報に係る事故報告書（資料 1）
- ・ 保有個人情報取扱事務の業務委託報告書（資料 2）
- ・ 【業務委託報告書 変更 17 補足資料】別紙フロー図（資料 3）
- ・ 第 85 回平塚市個人情報保護審査会の質問に対する回答【業務委託報告】（資料 4-1）
- ・ 業務委託報告書【固定資産税課】（資料 4-2）
- ・ 第 85 回平塚市個人情報保護審査会の質問に対する回答【事故報告】（資料 4-3）
- ・ 事故報告書【教職員課】（資料 4-4）
- ・ 前回の質問に対する回答資料
- ・ 個人情報保護委員会による学校に向けた漏えい事故注意喚起